

奈良県告示第百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

令和三年七月二十日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人優心会吉江医院	桜井市大字東新堂八三―一	令和三年四月一日
ニコニコ歯科	大和高田市日之出東本町一―二 四	令和三年六月一日
郡山駅前歯科	大和郡山市高田町一四―一六 シ テイパレス吉川一〇六	令和三年六月一日
J i b u n薬局小泉	大和郡山市小泉町東一―七―四 グランドウール郷一階	令和三年六月一日
夢眠クリニックやまざくら	大和郡山市矢田町六八六番地四	令和三年七月一日
はなふさ整形外科	橿原市豊田町二七〇―一 かとう メディカルモール豊田	令和三年七月一日
エコ薬局橿原店	橿原市豊田町二六九―一	令和三年七月一日
徳岡クリニック	橿原市豊田町二七〇―一 かとう	令和三年七月二

メ  
デ  
イ  
カ  
ル  
モ  
ー  
ル  
豊  
田

日